

財務省告示第百二十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
 平成二十年三月十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十年四月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行 格日
利付国庫債券（二年）（第二百六 十五回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	額面金額で四百九十八億七千六 百二十万円	四百九十八億七千二百一十二 万三千八百八十円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。	平成二十年三月十二日 額面金額百円につき九十九円九 十九銭

十一
十二

利率
の経過
払込み
の利率

年〇・五パーセント
各募集取扱機関は、払込金額
に加え、次の算式により算出
した金額を第十八号に規定す
る期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{26}{365}$$

(二) 発行時において、その利子

に係る所得税が源泉徴収さ
れるものとして振替口座簿
中の口座に記載又は記録さ
れるものについては、前記
の算式により算出した金額
から当該金額に百分の二十
を乗じた金額（ただし、当該
国債を発行時において取得
する者が非居住者又は外国
法人である場合には、前記
の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法
人が適用を受けるとして所得
税率を乗じた金額）を控除す
ることができる。

十三
初期利子

平成二十年八月十五日を支払
期とし、次の算式により算出
した金額を支払う。ただし、
支払期が銀行休業日に当た
るときは、その翌営業日に
支払う（以下、次号及び第
十五号において規定する期
日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.5}{2} \times 1$$

十四

第二期以後の利子

毎年二月十五日及び八月十五日

十五

償還期限

平成二十二年二月十五日

十六

償還金額

額面金額百円につき百円

十七

元利支

日本銀行

十八

払込期日

平成二十年三月十二日

を、その日以前六月間に属する

て、その日以前六月間に属する

利子を支払う。

平成二十二年二月十五日

償還金額百円につき百円

元利支

払込期日